

財務省告示第五十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十八年一月三十日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成十八年二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号
（第三十八回）
利付国庫債券（変動・十五年）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項、平成十
七年度における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する
法律（平成十七年法律第十九号）
第二条第一項及び財政融資金
特別会計法（昭和二十六年法律
第一百一号）第十一条第一項並び
に国債整理基金特別会計法（明
治三十九年法律第六号）第五条
ノ二

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を

五

募入決定の
方法

イ

入札競争
各申込みのうち応募額を順次割り

口

国債市場
各国の市場特別参加者ごとの応募額の範囲内において各

ハ

特別参加
各国債市場特別参加者ごとの応募額の範囲内において各

六

イ
発行

入札競争
額面金額で一兆三千七百九十四

億円、財政法第四十一条の規
定に基づき発行した利付国債に

定めるものによる発行（以下「
債市場特別参加者」
競争入札発行」という。）及び
格競争入札の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国内債市場特別参
ごとの応募限度額を定めるもの
による発行（以下「
別参加者」
発行」という。）

十二 イ 初期利率

口 第二期以後の利率

十三 の経過払込み子

年〇・七パーセント
 四〇・六パーセント
 年ト）各利払期における
 子計期間開始日前行われ
 た、発行から償還までの期
 間が九年五か月の超十年
 に近づき算出された複利回
 りに基き算出された複利回
 り以下「基準金利」という。
 ら、〇・六パーセントを控
 除した。ただし、控除した
 〇パーセントを下回るとき
 は、その率は〇パーセント
 とする。
 募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加え、次の
 式により算出した金額を第
 十号に規定する日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.79}{100} \times \frac{10}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へおただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住

十四

初期利子

者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十八年七月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.79}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第二期利子

毎年一月二十日及び七月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六ヶ月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{\text{基準金利} - 0.65}{100} \times \frac{1}{2}}{100}$$

十六
十七
十八

償還金額
償還金額
元利支

平成三十一年一月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九

入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込期日

平成十八年一月三十日